

## 一 般 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に附属する仕様書、図面、その他の参考書類及び提示見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、この契約の目的である契約書に記載された契約物件（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の製造及び契約物件（以下「契約物件」という。）を履行期限（以下「納期」という。）までに、納入場所及び履行場所（以下「納入場所」という。）において甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは、担保に供してはならない。

(契約書及び仕様書等の疑義)

第3条 乙は、契約書及び仕様書等に疑義がある場合は、すみやかに甲の説明を求めなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第4条 乙は、契約物件又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物件及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物件又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこ

れに回答するものとする。

- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

（納入完了の届け出）

第5条 乙は、納品書をもって納入完了の通知を行うものとする。

- 2 甲は、契約物件の納入確認のため、10日以内に甲の指定した検査官又は、甲の指定した確認者（以下「検査官」という。）に検査を実施させるものとする。
- 3 乙は、検査に立合うものとする。
- 4 契約物件の所有権は、検査官による検査に合格したときに甲に移転するものとする。
- 5 検査中又は、以前に生じた物品の忘失き損の責は全て乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から、30日以内に代金の支払を完了するものとする。

- 2 甲は、契約の性質上、契約に分割払を定めている場合は、既に納入された部分についてその相当額の代金を前項に準じて支払うことができるものとする。

（納期の猶予）

第7条 乙の責に帰する事由により、納期内に契約物件の納入を完了することができない場合において、甲が差し支えないと認める期限までに納入する見込みのあるときは、甲は、納期を延長することができるものとする。

- 2 乙は、前項により納期までに物品の納入を完了しない場合は、遅延日数に応じ、遅延部分に相当する代金に対し1日につき0.1パーセントの率を乗じた金額を遅延賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、遅延部分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

（遅延利息）

第8条 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに前条第2項の遅延賠償金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅延賠償金に対し年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

- 2 甲の責に帰する事由により、甲が第6条第1項の規定による指定の期間内に代金を乙に支払わない場合は、乙は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、未受領金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができる。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(契約物品の契約不適合)

第10条 甲は、契約物件納入後1ヵ年以内の日に契約不適合(納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。)を発見したときは、乙に対したちに通知し、適当の期限を定めて他の良品と取替えさせ、若しくは、修補又は、損害賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

甲は、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解約違約金として解約金額の10パーセントの金額を乙より徴収するものとする。ただし第6号に該当する場合は除くものとする。

- (1) 乙がこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が納期内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (4) この契約の履行に関し、乙(代理人及び下請け人を含む)に不正又は、不当の行為があったとき。
- (5) 前各号のほか、この契約条項(特約条項を含む。)に違反したとき。
- (6) 天災その他の不可抗力による場合又は、乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第1項の遅延利息は、第8条の規定を準用する。

(秘密の保全)

第12条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(調査)

第13条 甲は、この契約について必要がある場合は、乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべく報告、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める調査に協力しなければならない。

(紛争の解決)

第 14 条 本契約の履行に関し、紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、速やかに解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、東京地方裁判所にその調停を依頼し、その解決に甲乙双方従うものとする。

(その他)

第 15 条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じた場合には、そのつど甲乙協議をして解決するものとする。

3 契約の相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。